

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

Teaching and Learning Upgrade ライセンス調達業務 一式

(2) 調達案件の仕様

別添Teaching and Learning Upgradeライセンス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 調達自治体

鳥取県、倉吉市、岩美町、智頭町、八頭町、琴浦町、南部町

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからキまでに掲げるいずれかの要件を満たしていること。

ア 令和 6 年鳥取県告示第 507 号に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

イ 令和 7 年倉吉市告示第 138 号に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が文具・紙・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

ウ 令和 6・7 年度に岩美町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

エ 令和 7・8 年度に智頭町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

オ 令和 7・8 年度に八頭町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が電子計算機類に登録されている者であること。

カ 令和 7・8 年度に琴浦町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

キ 令和 7・8 年度に南部町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第 1 号)
- ・質問書 (様式第 2 号)
- ・入札書 (様式第 3 号)
- ・委任状 (様式第 4 号)

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201番地
鳥取県教育センター教育DX推進課内
鳥取県 GIGA スクール推進協議会事務局
電話 0857-28-2387
電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年7月17日(金)から同年8月5日(水)までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年7月17日(金)から同年8月5日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月24日(月)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、8月21日(金)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター本館1階応接室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年7月24日(金)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和8年7月29日(水)までにインターネットの鳥取県教育センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に令和8年8月5日(水)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号により作成する。）
- (2) 2の(5)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 入札参加資格の審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年8月19日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県GIGAスクール推進協議会長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年8月20日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県GIGAスクール推進協議会長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和8年8月21日（金）までに書面により回答する。

9 入札について

- (1) 本件入札は紙による入札とし、入札書は所定の書式（様式第3号）を使用すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、仕様書に示すライセンスの調達に要する費用の総額とすること。
なお、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」、件名及び入札者名を明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
ただし、郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (5) 入札者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
なお、その際は、入札辞退届を、持参又は郵便等の方法により提出すること。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を4(4)の場所（郵便等による入札の場合は4(1)の場所）に提出しなければならない。
ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (7) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県教育センター所長 小谷智子」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (11) 入札者は、政令、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金

入札保証金は不要とする。

11 入札の無効

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を6の(4) (郵便等による入札の場合は6の(1))の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約に関する事項

- (1) 13により決定された落札者と1(3)の調達自治体は、見積書を徴して、各調達自治体の規則に則り、それぞれ契約を締結するものとする。
- (2) 暴力団の排除

契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無
無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。